

L P ガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組宣言

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の改正省令が公布（2024年4月2日）されたことに伴い、当社はこの法令を遵守し、適正な商取引に努めることを宣言いたします。

1. 過大な営業行為の制限

当社は、正常な商慣習を超えた利益供与及びL P ガス事業者の切替えを制限するような契約締結等を行いません。

2. 三部料金制の徹底

当社は、基本料金・従量料金・設備料金からなる三部料金制を実施し、料金表示の透明化を図って参ります。

3. 賃貸住宅へのL P ガス料金等の情報提供

当社は、不動産管理会社、不動産仲介業者等と連携し、事前にガス料金を提示するように努めます。

これらの取組みについて誠実に実行して参ります。

令和6年12月18日
十和田ガス株式会社
代表取締役社長 稲本 修明